

2024年から「新NISA」が始まります

資産形成におすすめの税制優遇制度「NISA（少額投資非課税制度）」が見直されて「令和5年度税制改正」により令和6年（2024年）から新NISA制度が始まります。

何がどのように変わるのかをご紹介します。

NISAとは

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して20.315%の税金がかかります。

NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が**非課税**になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。

イギリスのISA（Individual Savings Account=個人貯蓄口座）をモデルにした日本版ISAとして、

NISA（ニーサ・Nippon Individual Savings Account）という愛称がついています。

NISAは、成年が利用できる一般NISA・つみたてNISA、未成年が利用できるジュニアNISAの3種類があります。

- ①一般NISA…株式・投資信託等を年間120万円まで購入でき、最大5年間非課税で保有できます。
- ②つみたてNISA…一定の投資信託を年間40万円まで購入でき、最大20年間非課税で保有できます。
- ③ジュニアNISA…株式・投資信託等を年間80万円まで購入でき、最大5年間非課税で保有できます。

なお、2020年度制度改正において、ジュニアNISAについては、新規の口座開設が2023年までとされ、2024年以降は新規購入ができないこととされました。

	NISA（20歳以上）		ジュニアNISA(20歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間 ※ただし、2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、20歳まで非課税で保有を継続可能。
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※金融庁への届出が必要	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで) ※災害等やむを得ない場合には、非課税での払出し可能。
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択制 2023年1月以降は18歳以上が利用可能		2023年末で終了

2023年まで

2024年以降、NISAの抜本的拡充・恒久化が図られ、新しいNISAが導入される予定です。

⑤ 新しいNISAのポイント

- 非課税保有期間の**無期限化**
- 口座開設期間の**恒久化**
- つみたて投資枠と、成長投資枠の**併用が可能**
- 年間投資枠の拡大（つみたて投資枠：年間**120万円**、成長投資枠：年間**240万円**、
合計最大年間**360万円**まで投資が可能。）
- 非課税保有限度額は、全体で**1,800万円**。(成長投資枠は、**1,200万円**。また、**枠の再利用が可能**。)

☆新しい制度☆

引用：金融庁

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年末までジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

現行制度

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

Q&A

Q1：非課税保有限度額については、買付額ベースで管理されるのか？

A：非課税保有限度額については、**買付け残高（簿価残高）**で管理されます。このため、NISA口座内の商品を売却した場合には、当該商品の簿価分の**非課税枠を再利用できる**こととなります。

Q2：新しいNISA制度では非課税保有限度額を管理するとのことだが、金融機関を変更できるのか？

A：金融機関の**変更は、可能**です。

利用者それぞれの非課税保有限度額については、**国税庁において一括管理**を行うこととされています。

Q3：つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできるのか。

A：つみたて投資枠と成長投資枠を**別々の金融機関で利用することはできません**。

一つの金融機関でご利用いただくこととなります。なお、年単位で金融機関を変更することは可能です。

Q4：つみたて投資枠だけで非課税保有限度額（1,800万円）を使いきることはできるのか。

また、つみたて投資枠を使わず、成長投資枠だけを利用することはできるのか？

A：**つみたて投資枠**だけで非課税保有限度額（1,800万円）を使いきることは、可能です。

また、つみたて投資枠を使わず、**成長投資枠**だけを利用することも可能です。

ただし、成長投資枠の非課税保有限度額は、**1,200万円**とされています。

Q5：新制度になって手順が複雑になるのではないかと？

A：現行のNISA（一般・つみたて）を利用している者については、**新制度開始時に新しいNISA口座（つみたて投資枠及び成長投資枠）が自動的に設定**されるなど、新制度の手順が複雑とならないよう手当てしています。

Q6：新しいNISA制度を始める際、既に現行のNISA制度（一般・つみたて）で保有している商品は、売却する必要があるのか？

A：既に現行のNISA制度（一般・つみたて）で保有している商品を**売却する必要はありません**。

購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、**そのまま非課税で保有可能で、売却も自由**です。

ただし、非課税期間終了後、新しいNISA制度に**移管（ロールオーバー）することはできません**。

Q7：ジュニアNISAで保有している商品は、2024年以降、どのように取り扱われるのか？

A：現行のジュニアNISAで投資した商品については、非課税期間（5年）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、**18歳になるまで非課税で保有**することが可能です。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。